

耕作放棄地再生利用緊急対策 実施要綱・要領対照表（最終改正 平成22年4月1日）

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領
<p style="text-align: right;">平成21年4月1日付け20農振第2207号 平成21年5月29日付け21農振第485号 平成22年4月1日付け21農振第2376号 農林水産事務次官依命通知</p> <p>第1 趣旨 世界の食料需給のひっ迫傾向、我が国の農地面積の減少等、食料及び農業をめぐる諸情勢が変化する中で、国民に対する食料自給力を強化するためには、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図っていくことが重要である。 このため、経済財政改革の基本方針2008においては、「農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消」することが掲げられている。 耕作放棄地の発生要因や荒廃状況、権利関係、耕作放棄地の所有者や周辺農業者等引受手となり得る者の態様等は地域によって様々であり、耕作放棄地の再生・利用を図るためには、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組が必要である。 これらを踏まえ、耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」（以下「本対策」という。）を実施する。</p> <p>第2 対策の内容 本対策は、第5に定める都道府県耕作放棄地対策協議会（以下「都道府県協議会」という。）及び地域耕作放棄地対策協議会（以下「地域協議会」という。）を実施主体とし、その内容は次のとおりとする。</p> <p>1 耕作放棄地再生利用交付金 別紙1の定めるところに従い、耕作放棄地再生利用交付金（以下「再生利用交付金」という。）を交付し、耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに附帯する施設等の補完整備を推進する。</p> <p>2 耕作放棄地再生利用推進交付金 別紙2の定めるところに従い、耕作放棄地再生利用推進交付金（以下「推進交付金」という。）を交付し、本対策の適正かつ円滑な推進に資する。</p> <p>第3 実施期間 本対策の実施期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とする。</p>	<p style="text-align: right;">平成21年4月1日付け20農振第2208号 平成21年5月29日付け21農振第486号 平成22年4月1日付け21農振第2377号 農林水産省農村振興局長通知</p>

第4 対策推進の基本的考え方

1 国、地方公共団体、関係団体等の連携

耕作放棄地の再生・利用を図るためには、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組が重要であり、また、耕作放棄地の再生・利用は、耕作放棄地が存在することの地域における悪影響の解消はもとより、食料自給力の強化や多面的機能の発揮を通じ、農業者、地域住民及び国民全体の利益につながる取組である。

このため、本対策の推進に当たっては、国、地方公共団体、関係団体等は適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図る必要がある。

2 耕作放棄地対策協議会の役割

都道府県協議会及び地域協議会は、本対策の実施主体として、再生利用交付金及び推進交付金の適正な管理・執行、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組に係る合意形成等、本対策の円滑な推進に取り組むものとする。

3 推進上の留意点

- (1) 本対策の推進に当たっては、集团的なまとまりのある農地の中に存在する耕作放棄地や周辺の農業生産等に悪影響を及ぼす耕作放棄地の再生・利用に特に努めるものとし、また、担い手の育成・確保や農地の面的集積にも留意しつつ推進するものとする。
- (2) また、水土里情報利活用促進事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第2015号農林水産事務次官依命通知）に基づく水土里情報利活用促進事業により整備される農地情報データベースの活用を図ること等により、本対策を効率的かつ効果的に推進するものとする。

第5 耕作放棄地対策協議会

1 本対策の実施主体として、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、都道府県の区域をその区域とする都道府県協議会及び市町村の区域等をその区域とする地域協議会を設置するものとする。

2 都道府県協議会及び地域協議会は、次に定める要件を満たすものとする。

- (1) 代表者が定められていること。
- (2) 都道府県協議会においては、都道府県、都道府県農業会議、都道府県農業公社、都道府県農業協同組合中央会、都道府県土地改良事業団体連合会等から、地域協議会においては、市町村、農業委員会、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区等から、当該都道府県又は当該地域の実情に応じて会員が構成されていること。また、導入作物の

第1 耕作放棄地対策協議会の設置手続

1 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第5の1の規定に基づく都道府県耕作放棄地対策協議会（以下「都道府県協議会」という。）又は地域耕作放棄地対策協議会（以下「地域協議会」という。）の設置に当たっては、当該協議会を設置しようとする者は、当該協議会の運営等に係る規約その他の規程及び事業計画を策定し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得るものとする。

なお、協議会の運営等に係る規約その他の規程は、別紙1から別紙12までに示した規程例等を参考に、次に掲げるものを策定するものとする。

- (1) 都道府県協議会に係る規約及び規程
 - ア 協議会規約（別紙1）
 - イ 事務処理規程（別紙2）
 - ウ 会計処理規程（別紙3）

候補及び選定方針の検討等の際に普及指導センターによる技術及び経営に関する指導が必要な地域にあっては、地域協議会の会員に普及指導センターを含めるものとする。

- (3) 本対策に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約その他の規程が定められていること。
- (4) (3)の規約その他の規程において、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (5) (2)に掲げる組織の担当部局のうち1以上が協議会の事務局の一部を構成していること、又は(2)に掲げる組織の役員、管理職その他本対策の実施に係る職責を有する者のうち1人以上が当該協議会における事務及び会計の処理に責任を有する立場にあること。
- (6) 協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本対策の趣旨に沿っていること。

3 都道府県協議会の代表者(以下「都道府県協議会長」という。)は、本対策を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県協議会の運営等に係る規約その他の規程を定め、2の要件を満たすことについて、当該都道府県協議会が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)の承認を受けなければならない。

4 地域協議会の代表者(以下「地域協議会長」という。)は、本対策を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地域協議会の運営等に係る規約その他の規程を定め、2の要件を満たすことについて、都道府県協議会長の承認を受けなければならない。また、この承認を行った都道府県協議会長は、その旨を地方農政局長等に報告するものとする。

- エ 文書取扱規程(別紙4)
- オ 公印取扱規程(別紙5)
- カ 内部監査実施規程(別紙6)
- (2) 地域協議会に係る規約及び規程
 - ア 協議会規約(別紙7)
 - イ 事務処理規程(別紙8)
 - ウ 会計処理規程(別紙9)
 - エ 文書取扱規程(別紙10)
 - オ 公印取扱規程(別紙11)
 - カ 内部監査実施規程(別紙12)

2 要綱第5の3の規定に基づく手続は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 都道府県協議会の代表者(以下「都道府県協議会長」という。)は、本対策を実施しようとするときは、都道府県協議会が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等(北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)に会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程及び事業計画を添えて、参考様式第1号により承認を申請しなければならない。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の申請の内容を審査し、要綱第5の2の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、その旨を都道府県協議会長に通知しなければならない。
- (3) 都道府県協議会長は、1(1)アの協議会規約を変更しようとするときは、地方農政局長等に参考様式第1号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う承認及び承認通知については(2)に準ずるものとする。
- (4) 都道府県協議会長は、1(1)イからカまでの規程を変更したときは、速やかに地方農政局長等に参考様式第2号により届け出なければならない。
- (5) 地方農政局長等は、都道府県協議会が要綱第5の2の要件を欠いたと認められる場合又は本対策の実施に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかったと認められる場合は、(2)の承認を取り消すことができるものとする。また、(2)の承認を取り消したとき

は、承認を取り消した理由を書面により都道府県協議会長に通知しなければならない。

- 3 要綱第5の4の規定に基づく手続は、次に定めるとおりに行うものとする。
- (1) 地域協議会の代表者（以下「地域協議会長」という。）は、本対策を実施しようとするときは、都道府県協議会長に会員名簿、規約その他の規程及び事業計画を添えて、参考様式第3号により承認を申請しなければならない。
 - (2) 都道府県協議会長は、(1)の申請の内容を審査し、要綱第5の2の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、参考様式第4号により地域協議会長に通知しなければならない。この場合、都道府県協議会長は、参考様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。
 - (3) 地域協議会長は、1(2)アの協議会規約を変更しようとするときは、都道府県協議会長に参考様式第3号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、都道府県協議会長が行う承認、承認通知及び報告については(2)に準ずるものとする。
 - (4) 地域協議会長は、1(2)イからカまでの規程を変更したときは、速やかに都道府県協議会長に参考様式第6号により届け出なければならない。
 - (5) 都道府県協議会長は、地域協議会が要綱第5の2の要件を欠いたと認めた場合又は本対策の実施に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかったと認めた場合であって、(2)の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ地方農政局長等から、執るべき措置について指示を受けるとともに、その指示の内容について総会の議決を得なければならない。また、(2)の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により地域協議会長に通知しなければならない。

第6 実施の手続

1 都道府県協議会関係

- (1) 都道府県協議会長は、本対策を実施しようとする場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる計画等を作成し、地方農政局長等の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。
 - ア 再生利用推進計画
 - イ 業務方法書
- (2) 都道府県協議会長は、当該年度に行う別紙2第1の1の都道府県協議会推進事業の実施計画を地方農政局長等に提出するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。
- (3) 都道府県協議会長は、2により地域協議会長から提出された再生利

第2 実施の手続

1 都道府県協議会関係

- (1) 要綱第6の1(1)の規定に基づく手続は、次に定めるとおりに行うものとする。
 - ア 都道府県協議会長は、次に掲げる項目を内容とする再生利用推進計画を作成し、参考様式第7号により、地方農政局長等に承認を申請しなければならない。
 - a 都道府県の地域区分別の農業・耕作放棄地の現状、課題等を踏まえた耕作放棄地再生利用の方向性
 - b 協議会の会員の役割分担
 - c 地域協議会に対する指導・助言、耕作放棄地再生利用のための検討会開催、制度・施策の啓発・普及等の計画

用実施計画の写しを地方農政局等に提出するものとする。

2 地域協議会関係

地域協議会長は、本対策を実施しようとする場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる計画を作成し、都道府県協議会長に提出するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- (1) 集落単位等個々の地区単位で定める再生利用実施計画
- (2) 当該年度に行う別紙2第1の2の地域協議会推進事業の実施計画

d その他必要な事項

イ 都道府県協議会長は、次に掲げる項目を内容とする業務方法書を作成し、参考様式第7号により、地方農政局長等に承認を申請しなければならない。

a 都道府県協議会の業務運営の基本方針

b 要綱第2の1の耕作放棄地再生利用交付金（以下「再生利用交付金」という。）及び要綱第2の2の耕作放棄地再生利用推進交付金（以下「推進交付金」という。）の管理方法

c 再生利用交付金及び推進交付金の地域協議会への交付に係る地域協議会から都道府県協議会への交付申請に関する事項

d 再生利用交付金及び推進交付金の地域協議会への交付に係る都道府県協議会から地域協議会への交付に関する事項

e その他業務運営に必要な事項

ウ 地方農政局長等は、ア及びイにより申請があった再生利用推進計画及び業務方法書について、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、都道府県協議会長に通知しなければならない。

エ ウにより地方農政局長等から再生利用推進計画及び業務方法書の承認の通知を受けた都道府県協議会長は、速やかに地域協議会長（地域協議会長が定まっていない場合については、市町村長又は地域協議会の会員となる予定の者）に再生利用推進計画及び業務方法書の内容を通知するものとする。

オ 再生利用推進計画及び業務方法書を変更しようとするときの手続は、アからエに準ずるものとする。

(2) 要綱第6の1(2)の都道府県協議会推進事業の実施計画の提出は、参考様式第8号によるものとする。

2 地域協議会関係

要綱第6の2の規定に基づく手続は、次に定めるとおりに行うものとする。

(1) 地域協議会長は、次に掲げる項目を内容とする再生利用実施計画を作成し、参考様式第9号により、都道府県協議会長に提出するものとする。

ア 当該農地を耕作する農業者又は農業者等の組織する団体等の予定又は見通し

イ 導入作物の候補及び販路の計画

ウ 要綱別紙1第1の1の取組の主体及び費用・労力の負担区分

エ 要綱別紙1第1の2の施設等補完整備を行う場合は、その目的、概要、取組主体、事業費、負担区分、管理主体等

(2) 要綱第6の2(2)の地域協議会推進事業の実施計画の提出は、参考様式第10号によるものとする。

第7 助成措置

国は、予算の範囲内において、都道府県協議会に対し、本対策を実施するために必要な経費について助成するものとする。

第8 各種施策との連携

本対策は、農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等の関連諸制度及び次に掲げる施策との連携に留意の上実施するものとする。

1 農業生産基盤の整備に関する施策

3 事務の委託

都道府県協議会及び地域協議会は、本対策に係る事務の一部を当該協議会の運営等に係る規約その他の規程等の定めるところにより、当該協議会の会員その他の者に委託することができるものとする。

4 関係書類の閲覧

地方農政局長等は、必要に応じて、都道府県協議会及び地域協議会の経理内容を調査し、本対策に係る交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

また、都道府県協議会長は、必要に応じて、地域協議会の経理内容を調査し、本対策に係る交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

5 経理事務指導

地方農政局長等は、必要に応じて、都道府県協議会及び地域協議会に対し、本対策に係る経理が適切に行われるよう必要な指導を行うものとする。

また、都道府県協議会長は、必要に応じて、地域協議会に対し、本対策に係る経理が適切に行われるよう必要な指導を行うものとする。

6 証拠書類の保管

都道府県協議会及び地域協議会は、再生利用交付金及び推進交付金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する証拠書類又は証拠物を、国からの交付金の交付が完了した年度の翌年度の開始の日から起算して5年間保管しなければならない。

7 都道府県協議会及び地域協議会の業務運営の透明性の確保

都道府県協議会及び地域協議会は、会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程、事業計画その他本対策を実施する上で定めた計画等について、インターネット、広報誌等により公開に努めるものとする。

- 2 戸別所得補償に関する施策
- 3 担い手の育成・確保に関する施策
- 4 新規就農者の育成・確保に関する施策
- 5 農地の確保・有効利用の促進に関する施策
- 6 鳥獣による被害防止対策の推進に関する施策
- 7 耕作放棄地の発生の防止に関する施策
- 8 雇用機会の創出に関する施策

第9 報告

本対策の各年度の実績については、別紙1第5及び別紙2第3の定めるところに従い、都道府県協議会長は地方農政局長等に、地域協議会長は都道府県協議会長に報告するものとする。

第10 委任

本対策の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるものとする。

第11 平成22年度における特例

平成22年度に限り、推進交付金を交付しないものとし、第2の2、第6の1(2)及び2(2)並びに別紙2の規定を適用しないものとする。

なお、同年度における都道府県協議会及び地域協議会における再生利用交付金の執行に必要な附帯事務費については、農村振興局長が別に定めるところにより助成するものとし、その実施に係る手続については、推進交付金の手続に準じて行うものとする。

この場合において、第6の1(2)中「当該年度に行う別紙2第1の1の都道府県協議会推進事業」とあるのは「都道府県協議会における再生利用交付金の執行に必要な附帯事務費」と、同2(2)中「当該年度に行う別紙2第1の2の地域協議会推進事業」とあるのは「地域協議会における再生利用交付金の執行に必要な附帯事務費」と、第9中「別紙1第5及び別紙2第3」とあるのは「別紙1第5」と、別紙1第3の2中「再生利用実施計画」とあるのは「再生利用実施計画又は再生利用交付金の執行に必要な附帯事務費の実施計画」と読み替えるものとする。

第3 報告

要綱第9の各年度の実績の報告は、第4の6及び第5の3により行うものとする。

また、地方農政局長等は都道府県協議会長に、都道府県協議会長は地域協議会長に対し、必要に応じて、本対策の実施状況について報告を求めることができるものとする。

この場合において、地方農政局長等は、報告を受けた実施状況について検討し、必要があると判断したときには、関係する資料の提出の要求や現地調査を実施することができるものとする。この際、都道府県協議会長及び地域協議会長は、地方農政局長等の求めに応じ、当該資料の提出の要求や現地調査に協力するものとする。

第7 平成22年度における特例

1 平成22年度における適用

平成22年度に限り、第2の1(2)及び2(2)並びに第5の規定を適用しないものとする。この場合において、第3中「第5の3」とあるのは、「第7の6」と読み替えるものとする。

2 附帯事務費の助成措置

要綱第11の附帯事務費(以下「附帯事務費」という。)は、平成21年度に都道府県協議会が積み立てた資金の国費相当額及び地域協議会が平成22年度に繰り越した再生利用交付金の国費相当額のうち、要綱別紙第1の1及び2の取組に係る再生利用交付金として平成22年度に執行が見込まれる額の1.5%を上限として助成するものとする。

3 附帯事務費の仕組み

(1) 都道府県協議会及び地域協議会は、附帯事務費を他の事業及び要綱別紙1第1の1及び2の取組と区分して経理しなければならない。

(2) 附帯事務費の執行に当たって、都道府県協議会又は地域協議会は、附帯事務費を各会員に配分することができるものとする。

4 附帯事務費の助成対象経費

附帯事務費の助成対象となる経費は下表のとおりとする。

区 分	内 容
1 賃金	日々雇用者賃金
2 謝金	有識者、協力者等への謝金
3 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
4 需用費	消耗品費、燃料費、食料費（茶菓子）、印刷製本費、修繕料
5 役務費	通信運搬費、手数料、広告料等
6 委託料	事務の委託を行う場合の委託料
7 使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料
8 備品購入費	事務の実施に必要な物品や事業用物品・備品等購入費
9 共済費	保険料
10 調査試験費	調査、測量及び試験に要する費用

5 附帯事務費の実施計画の提出

- (1) 都道府県協議会長は、平成22年度に執行する都道府県協議会及び管内の地域協議会における附帯事務費の実施計画を、地域協議会からの要望等を踏まえつつ、各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在において参考様式第16号により作成し、当該四半期の最終月の翌月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 地域協議会長は、随時、平成22年度に執行する地域協議会における附帯事務費の実施計画を、都道府県協議会と調整を図った上で参考様式第17号により作成し、都道府県協議会長に提出するものとする。
- また、年度途中においてこれを変更する場合も同様とする。

6 附帯事務費の実績報告

要綱第11で準じて行うものとされた附帯事務費に係る要綱第9による報告は、地域協議会にあっては参考様式第17号により都道府県協議会長の定める日までに、都道府県協議会長にあっては参考様式第16号により平成23年4月10日までに提出するものとする。

附 則

1 ブロック協議会

要綱附則1のブロック協議会の設置、ブロック協議会による本対策の実施等については、この要領における都道府県協議会及び地域協議会に関する規定を準用するものとし、この場合、都道府県協議会と地域協議会との間の手続等は省略するものとする。

附 則

1 ブロック協議会

(1) 都道府県の地域区分の単位等における都道府県、市町村、関係団体等が、各々の役割分担等を勘案し適当と認めるときは、これらを会員とする耕作放棄地対策協議会（以下「ブロック協議会」という。）を本対策の実施主体とすることができる。

(2) ブロック協議会は、都道府県協議会と地域協議会双方の機能を併せ

持つものであり、ブロック協議会の設置、ブロック協議会による本対策の実施等については、この要綱における都道府県協議会及び地域協議会に関する規定を準用するものとし、この場合、都道府県協議会と地域協議会との間の手続等は省略するものとする。

2 耕作放棄地再生利用推進事業実施要綱（平成20年10月16日付け20農振第1254号農林水産事務次官依命通知）に基づき設置された都道府県協議会及び地域協議会を本対策の実施主体とする場合は、改めて当該協議会の設置手続を経る必要はない。但し、本対策の実施に伴う当該協議会の運営等に係る規約その他の規程の一部変更や第6に定める実施の手続は行わなければならない。

附 則

- 1 この通知は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の規定にかかわらず、平成21年度中に着手した耕作放棄地再生利用緊急対策の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知）の規定にかかわらず、平成21年度中に着手した耕作放棄地再生利用緊急対策の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

（別紙1）

耕作放棄地再生利用交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の内容

- 1 再生利用活動に対する支援
耕作放棄地の再生・利用のための次の取組を支援するものとする。
 - (1) 再生作業
貸借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者を確保して、又はその見通しをもって行う農地の再生作業（障害物除去、深耕、整地等）
 - (2) 土壌改良
肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等
 - (3) 営農定着
営農資機材等の調達、導入作物の絞り込み、適性確認等
 - (4) 経営展開
経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等の実践
- 2 施設等補完整備に対する支援
1の取組に附帯して行う下表の施設等補完整備の取組を支援するものとする。

事業種類	内 容
------	-----

第4 再生利用交付金

1 事業の内容

- (1) 要綱別紙1第1の1(1)の「貸借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者」とは、賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転、農作業受委託等によって、再生作業を行う年度から起算して5年間以上耕作する農業者又は農業者等の組織する団体等とする。
- (2) 要綱別紙1第1の1(3)の「営農定着」については、当該農地が戸別所得補償モデル対策実施要綱（平成22年4月1日付け21政第190号農林水産事務次官依命通知）別紙8の交付対象水田に該当する場合及び当該農地を要綱別紙1第1の2の「農業体験施設」として活用する場合は、支援の対象とならない。
- (3) 要綱別紙1第1の2の「乾燥調製貯蔵施設」、「集出荷貯蔵施設」は、1箇所又は1施設の個々の施設等について、受益者数が農業者3者以上のものとする。
- (4) 要綱別紙1第1の2の「農業体験施設」は、要綱別紙1第2の1(1)と同様の状態にあった農地について自助努力等によって再生作業がなされたことを地域協議会長が確認した上で、当該農地を要綱別紙1第1の1の取組に附帯せず単独で整備する場合も支援の対象とすることができるものとする。
- (5) 要綱別紙1第1の2の「農業体験施設」のうち「市民農園」は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第

基盤整備	農業用排水施設 農道 暗きょ排水 客土 区画整理 農用地保全 基盤整備用機械	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道等の新設又は改良 暗きょの新設又は変更 客土(混層耕を含む。)及び畑地の層厚調整工 区画形質の変更 法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、老朽ハウスの再生活用、廃棄物処理等 基盤整備用機械及び附帯施設の借上げ等
乾燥調製貯蔵施設		穀類乾燥調製貯蔵施設、乾燥調製施設及び飼料調製貯蔵施設に必要な乾燥機、刎すり機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備
集出荷貯蔵施設		農産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備
農業体験施設		市民農園や教育ファームに係る区画、園路、農機具収納施設、休憩施設等の整備
農業用機械・施設		農業用機械及び付属機械器具の購入又は借上げ、農業用施設(ハウス、果樹棚、防風・防霜施設等)の整備

3 附帯事務費に対する支援
平成22年度に限り、第11の附帯事務費を支援するものとする。

第2 対象農地

1 第1の1(1)から(3)までの支援の対象となる農地は、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域(同法第8条第1項の農業振興地域整備計画の変更により農用地区域となることが確実と見込まれる区域を含む。)をいう。)の農地とし、それぞれ次のとおりとする。なお、当該農地を第1の2の農業体験施設として活用する場合は、支援の対象となる農地は農用地区域に限らない。

(1) 第1の1(1)の支援の対象となる農地は、保全管理が行われていなかった、又は保全管理の水準が低かったこと等により、耕作放棄地

58号)第3条第3項の規定に基づく特定農地貸付けの承認又は市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第7条第3項の規定に基づく市民農園の開設の認定を受けているものに限るものとする。

(6) 要綱別紙1第1の2の「農業用機械・施設」は、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

(7) 要綱別紙1第1の2の「農業用機械・施設」は、既存の機械、施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、地区の実情に即し必要があると認められる場合は、古品古材の利用による整備を支援対象とすることができるものとする。

なお、残存耐用年数が、原則として、5年以上(本対策により補修及び改修に係る施設については、補修及び改修後の耐用年数が5年以上)、中古農業用機械にあつては2年以上(本対策により修繕を行う機械については、修繕後の耐用年数が2年以上)のものであることとする。

(8) 要綱別紙1第1の2の「農業用機械・施設」の支援対象とする農業用機械・施設は、原則として、農業経営の用途のみに使用することができるものとし、倉庫、運搬用トラック、パソコン、フォークリフト、ショベルローダー(ホイールローダー及びフロントローダーを含む。)、トレーラー等農業経営の用途以外の用途に容易に供することが可能な汎用性の高いものは支援対象としないこととする。

2 対象農地

(1) 要綱別紙1第1の1(1)の支援の対象としようとする農地が、耕作放棄地全体調査要領(平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知。以下「全体調査要領」という。)3の区分が未了の場合は、地域協議会の会員である市町村・農業委員会は、全体調査要領8のフォローアップの一環として調査表の更新を行うものとし、その実施に際しては、農地法第30条第1項及び第2項並びに第31条第2項に基づく利用状況調査との連携を図るものとする。

(2) 要綱別紙1第2の1(1)の「一定以上の労力と費用を必要とする」とは、再生作業の総費用(労務費、機械経費、資材費等の合計で、労

全体調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知。以下「全体調査要領」という。）3(1)又は(2)の区分に該当する状態となっているもののうち、作物の栽培に向けた再生作業に一定以上の労力と費用を必要とする農地とする。

(2)第1の1(2)及び(3)の支援の対象となる農地は、(1)のほか、(1)と同様の状態にあったが自助努力等によって再生作業がなされたことの確認が可能な農地とする。

2 第1の2の施設等の支援の対象とすることができる農地は、1(1)及び(2)とその周辺の農地とする。

第3 事業の仕組み

1 国は、毎年度、予算の範囲内において、第1の1及び2の取組に係る経費に充てるため、都道府県協議会があらかじめ資金を積み立てるために必要な経費について、都道府県協議会に対して再生利用交付金を交付する。

2 地域協議会は、随時、都道府県協議会長が作成する業務方法書の定めるところにより、再生利用実施計画を添えて都道府県協議会に対して再生利用交付金の交付を申請するものとし、都道府県協議会は、地域協議会の申請に応じ遅滞なく再生利用交付金を交付するものとする。

3 農業者又は農業者等の組織する団体等が第1の1及び2の取組（第1の1(4)のうち「実証ほ場の設置・運営」及び第1の2の施設等補整備のうち「農業用機械及び付属機械器具の購入」を除く。）の主体となる場合は、地域協議会は、2の業務方法書の定めるところにより、当該農業者又は農業者等の組織する団体等に対して再生利用交付金を交付するものとする。

4 地域協議会が第1の1及び2の取組の主体となる場合は、地域協議会は、再生利用交付金を用いて第1の1及び2の取組を実施するほか、地域協議会の各会員が当該取組を行う場合は、地域協議会は、再生利用交付金を各会員に対して配分することができるものとする。

5 地域協議会は、第1の1(1)の支援の対象とする農地の所有者に賃貸料収入が生ずる場合、再生利用活動の取組初年度からの5年間における賃貸料収入相当額を原則として、地域協議会と所有者が協議して定める額を当該所有者から徴収し、第1の1(1)の取組に係る経費に充てるものとする。

6 都道府県協議会は、本対策の効率的な実施を図る見地から適当と認め

務提供に係る人件費相当額及び自己所有等機械供用に係る損料相当額を含む。以下同じ。)が10アール当たり60,000円を超過するものとする。

(3)要綱別紙1第2の1(2)の「再生作業がなされたことの確認」は、当該再生作業の総費用が10アール当たり60,000円を超過していることを、文書その他の記録により、地域協議会長が確認するものとする。

(4)要綱別紙1第1の1の取組に附帯して行う施設等補整備の取組の対象が同2の「農業用施設・機械」である場合、同第2の2の「その周辺の農地」は、全体調査要領3(1)又は(2)の区分に該当する状態から自助努力等によって再生作業がなされたことを地域協議会長が確認した農地に限る。

3 事業の仕組み

(1)再生利用交付金の交付の方法

国は、全体調査要領に基づく調査の結果その他の資料を勘案し、都道府県協議会が資金を積み立てるための経費として、再生利用交付金を交付する。

(2)再生利用交付金の管理・運用

ア 都道府県協議会

a 都道府県協議会は、国から交付される再生利用交付金の全額を資金として積み立てるものとし、他の事業と区分して経理しなければならない。

b 都道府県協議会は、国から交付される再生利用交付金以外の資金（会員からの補助金等）の積立てを行う場合には、当該資金について別の勘定を設けなければならない。

c 都道府県協議会は、資金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

d 都道府県協議会は、資金の運用により生じた運用益を資金に繰り入れるものとする。

e 都道府県協議会は、平成25年度末にaの資金に残額が生じたときは、当該残額を国に返還するものとする。

イ 地域協議会

a 地域協議会は、都道府県協議会から交付される再生利用交付金を、他の事業と区分するとともに、要綱別紙1第1の1（再生利用活動）と同第1の2（施設等補整備）とに区分して経理しなければならない。

b 地域協議会は、都道府県協議会から交付される再生利用交付金以外の資金（都道府県又は会員からの補助金、要綱別紙1第3の5の所有者から徴収する負担金等）を要綱別紙1第1の1及び2の取組に充てる場合には、当該資金について別の勘定を設けなければならない。

c 地域協議会は、各年度末に、都道府県協議会から交付される再

られるときは、地域協議会に代わり、第1の1及び2の取組の主体となることができる。この場合、都道府県協議会と地域協議会との間における再生利用交付金の交付に係る手続は省略するものとする。

生利用交付金に残額が生じたときは、当該残額を翌年度に繰り越すことができるものとし、平成25年度末においては、当該残額を都道府県協議会に返還するものとする。

4 施設等の管理

要綱別紙1第1の2の施設等補完整備によって取得又は効用の増加した施設等については、常に良好な状態で管理し、その整備目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

(1) 管理主体

ア 施設等の管理は、原則として、要綱別紙1第3の3、4又は6のそれぞれの場合において、その取組の主体がこれを行うものとする。

イ ただし、要綱別紙1第3の4又は6の場合において、都道府県協議会の会員又は地域協議会の会員若しくは当該施設等の受益地域の農業者又は農業者等の組織する団体等のうち、都道府県協議会又は地域協議会が直接管理する場合より、その施設等の整備目的の達成等の見地からより適切な管理を行うものと認められる場合、その団体に管理させることができる。

ウ この場合、都道府県協議会長又は地域協議会長は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

(2) 管理方法

ア 都道府県協議会及び地域協議会は、施設等の管理状況を明確にするため、財産管理台帳を備えておくものとする。

イ 管理主体は、その管理する施設等について、総会の議決等所要の経路を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得よう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。

ウ 管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じて必要な項目を明記するものとする。

- a 目的
- b 種類、名称、構造、規模、型式、数量
- c 設置場所
- d 管理責任者
- e 利用者の範囲
- f 利用方法に関する事項
- g 利用料に関する事項
- h 保全に関する事項
- i 償却に関する事項
- j その他必要な事項

エ 本対策により整備した施設等には、本対策の名称等を表示するものとする。

第4 助成措置

国の再生利用交付金の交付額は次のとおりとする。

1 第1の1関係

- (1) 第1の1(1)から(3)までの取組に対する支援の交付額は、第2の1の対象農地の面積に下表の区分ごとの交付単価を乗じて得た金額とする。

再生利用活動の区分	10アール当たり 交付単価	交付期間
再生作業	荒廃の程度に応じ、 30,000円又は50,000円	1年間
土壌改良	25,000円	最大2年間
営農定着	25,000円	1年間

- (2) 第1の1(1)のうち、荒廃の程度が大きく、重機等を用いて行う再生作業に対する支援の交付額は、当該作業に係る事業費に2分の1(沖縄県は3分の2)を乗じて得た金額以内とする。
- (3) 第1の1(4)の取組に対する支援の交付額は定額とする。

2 第1の2関係

施設等補完整備に対する支援の交付額は、施設等補完整備に係る事業費に2分の1(沖縄県は3分の2)を乗じて得た金額以内とする。

(3) 災害の報告

施設等が天災その他の災害を受けたときは、都道府県協議会長又は地域協議会長は、当該協議会の財産管理台帳に記載された施設等について、遅滞なく、被災施設等の概要、滅失又はき損の原因、被災程度、損害見積価格、復旧見込額並びに地域協議会において講じた暫定措置及び防災、復旧措置等について調査確認するとともに、被災写真等を付して地方農政局長等に報告するものとする。この場合、地域協議会長は都道府県協議会長を経由して報告するものとする。

(4) その他

本対策によって取得又は効用の増加した施設等の処分等の詳細は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)による。

5 助成措置

- (1) 要綱別紙1第4の1の「対象農地の面積」は、農地基本台帳又は実測によるものとする。

- (2) 要綱別紙1第4の1の「再生作業」の「10アール当たり交付単価」の欄の荒廃の程度に応じた交付単価は、再生作業の総費用(労務提供に係る人件費相当額及び自己所有等機械供用に係る損料相当額を含む。)が10アール当たり60,000円を超過する場合の交付単価を30,000円、100,000円を超過する場合の交付単価を50,000円とする。

- (3) 要綱別紙1第4の1(2)の「重機等を用いて行う再生作業」及び同第4の2の「施設等補完整備」の「事業費」とは、次に該当するものとする。また、その施行及び積算については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に準じて行うものとするほか、重機等を用いて行う再生作業及び施設等補完整備の実施に際しての労務提供に係る人件費相当額を、事業費の50パーセントまでを限度として算入することができるものとする。なお、1地区当たりの事業費が5千万円以上の場合、当該施設等補完整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれなければならない。

ア 重機等を用いて行う再生作業及び施設等補完整備のうち基盤整備

- a 工事費
- b 測量及び試験費
- c 機械器具費
- d 営繕費
- e 用地費及び補償費
- f 全体実施設計費
- g 換地費
- h 工事雑費
- イ その他
 - a 工事費（建設工事費、製造請負工事費、機械器具費）
 - b 実施設計費
 - c 工事雑費

(4) 要綱別紙1第1の1(4)(経営展開)について、同第4の1(3)の助成措置の対象となる経費は、下表のとおりとする。

区 分	内 容
1 賃金	日々雇用者賃金
2 謝金	外部講師、指導員、協力者等への謝金
3 旅費	普通旅費、特別旅費（外部講師等旅費、研修旅費、日額旅費）
4 需用費	消耗品費、燃料費、食料費（茶菓子）、印刷製本費、修繕料
5 役務費	通信運搬費、手数料、広告料等
6 委託料	事務の委託を行う場合の委託料
7 使用料及び賃借料	会議・研修用会場、物品等の使用料及び賃借料
8 備品購入費	物品・備品、資材等購入費
9 共済費	保険料
10 調査試験費	調査、測量及び試験に要する費用

(5) 要綱別紙1第1の1(4)の「経営展開」のうち「実証ほ場の設置・運営」、「加工品試作」及び「試験販売」の実施により販売収入が生ずる場合には、これらの取組の助成措置の対象となる経費から当該販売収入を控除した額をこれらの取組に係る交付額の上限とする。

6 実績の確認と報告

- (1) 要綱別紙1第5の1の報告の内容は次のとおりとし、参考様式第11号により、地域協議会長が定める日までに提出するものとする。
 - ア 要綱別紙1第1の1(1)の「再生作業」については、作業記録、写真、領収書、作業参加者名簿及び再生作業の総費用
 - イ 要綱別紙1第1の1(2)の「土壌改良」及び同第1の1(3)

第5 実績の確認と報告

- 1 農業者又は農業者等の組織する団体等が第1の1及び2の取組の主体となる場合は、当該農業者又は農業者等の組織する団体等は、各年度の取組の実績について地域協議会長に報告するものとする。
- 2 地域協議会長は、次の事項について取りまとめ、都道府県協議会長に

<p>報告するものとする。</p> <p>(1) 1の報告</p> <p>(2) 1について地域協議会が行った確認の結果</p> <p>(3) 地域協議会が第1の1及び2の取組の主体となる場合の各年度の取組の実績</p> <p>(4) 都道府県協議会から交付された再生利用交付金の各年度の収支</p> <p>3 都道府県協議会長は、次の事項について取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。</p> <p>(1) 2の報告</p> <p>(2) 都道府県協議会が第1の1及び2の取組の主体となる場合の各年度の取組の実績</p> <p>(3) 国の再生利用交付金により積み立てた資金の各年度の収支</p>	<p>の「営農定着」については、作業記録、写真等</p> <p>ウ 要綱別紙1第1の1(4)の「経営展開」については、実施内容の記録等</p> <p>エ 要綱別紙1第1の2の「施設等補完整備」については、出来高設計書、写真、領収書等</p> <p>(2) 要綱別紙1第5の2の報告は、参考様式第12号により、都道府県協議会長が定める日までに提出するものとする。</p> <p>(3) 要綱別紙1第5の3の報告の内容は次のとおりとし、要綱別紙1第5の3(1)及び(2)については参考様式第13号により事業実施年度の翌年度の5月31日までに、同第5の3(3)については参考様式14号により事業実施年度の翌年度の4月10日までに提出するものとする。</p>
<p>(別紙2)</p> <p>耕作放棄地再生利用推進交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>推進交付金の対象事業の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1 都道府県協議会推進事業</p> <p>(1) 地域協議会に対する指導・助言</p> <p>(2) 耕作放棄地再生利用のための検討会開催、制度・施策等の啓発・普及</p> <p>(3) 再生利用交付金の管理・運用</p> <p>(4) 再生利用推進計画の見直し</p> <p>(5) その他耕作放棄地再生利用の推進に必要な事項</p> <p>2 地域協議会推進事業</p> <p>(1) 耕作放棄地の荒廃状況、権利関係等の調査</p> <p>(2) 耕作放棄地再生利用のための検討会開催、制度・施策等の啓発・普及及び農地利用調整活動</p> <p>(3) 再生利用実施計画の策定及び見直し</p> <p>(4) 営農開始後のフォローアップ(土壌診断、営農検討等)</p> <p>(5) その他耕作放棄地再生利用の推進に必要な事項</p> <p>第2 事業の仕組み</p> <p>1 国は、予算の範囲内において、第1に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、都道府県協議会に対し推進交付金を交付する。</p> <p>2 地域協議会は、随時、都道府県協議会長が作成する業務方法書の定めるところにより、地域協議会推進事業の実施計画を添えて都道府県協議</p>	<p>第5 再生利用推進交付金</p> <p>1 事業の仕組み</p> <p>都道府県協議会及び地域協議会は、推進交付金を他の事業と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 助成措置</p> <p>推進交付金の交付対象となる経費は、下表のとおりとする。</p>

会に対して推進交付金の交付を申請するものとし、1の交付を受けた都道府県協議会は、交付を受けた額のうち地域協議会推進事業に係る額を、地域協議会の申請に応じ遅滞なく交付するものとする。

3 本事業の実施に当たって、都道府県協議会又は地域協議会の各会員が第1に掲げる事業を行う場合には、都道府県協議会又は地域協議会は、推進交付金を当該会員に対して配分することができるものとする。

区 分	内 容
1 賃金	日々雇用者賃金
2 謝金	有識者、協力者等への謝金
3 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
4 需用費	消耗品費、燃料費、食料費（茶菓子）、印刷製本費、修繕料
5 役務費	通信運搬費、手数料、広告料等
6 委託料	事務の委託を行う場合の委託料
7 使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料
8 備品購入費	事務の実施に必要な物品や事業用物品・備品等購入費
9 共済費	保険料
10 調査試験費	調査、測量及び試験に要する費用

第3 実績の報告

1 地域協議会長は、地域協議会推進事業の各年度の実績を都道府県協議会長に報告するものとする。

2 都道府県協議会長は、地域協議会推進事業及び都道府県協議会推進事業の各年度の実績を地方農政局長等に報告するものとする。

3 実績の報告

- (1) 要綱別紙2第3の1の報告は、参考様式第10号により、都道府県協議会長の定める日までに提出するものとする。
- (2) 要綱別紙2第3の2の報告は、参考様式第8号により、事業実施年度の翌年度の4月10日までに提出するものとする。

第6 留意事項

- 1 本対策の実施主体である都道府県協議会及び地域協議会は、協議会としての活動を担保し、これを明確化するため、本対策の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - (1) 本対策に係る各般の取組が、協議会総会で承認された事業計画に基づくものであること。
 - (2) 本対策に係る各種の申請、報告等は、協議会長名で行うこと。
 - (3) 本対策に係る検討会の会場、啓発・普及のために作成する各種広報資材、購入する事業用物品等には、協議会の名称を明記すること。
- 2 本対策により再生した農地については、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合を除き、長期間、耕作の目的に供されるよう、地域協議会は、必要に応じ、当該農地を耕作する農業者又は農業者等の組織する団体等や当該農地の所有者に対する指導、支援等を行わなければならない。

- 3 本対策の終了後、協議会を解散しようとする場合、都道府県協議会長及び地域協議会長は、協議会の役割を承継する会員を定め、総会の議決を得るとともに、地域協議会長は都道府県協議会長の、都道府県協議会長は地方農政局長等の承認を得なければならない。
- 4 本対策は、再生利用交付金又は推進交付金の交付決定後に着手するものとする。
ただし、地域の実情に応じて本対策の効率的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、交付決定前に着手できるものとし、この場合、地域協議会長は都道府県協議会長の、都道府県協議会長は地方農政局長等の指導を受けた上で、交付決定前着手届を参考様式第15号により提出しなければならないものとする。
- 5 要綱別紙1第1の1(1)及び同第1の2の「基盤整備」の については、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地について農地転用が行われた場合、要綱別紙1第1の2の「基盤整備」の については、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上の農地転用が行われた場合及び要綱別紙1第1の2の「農業体験施設」については、その整備の実施後8年を経過しない間に当該農地が転用され又は当該施設が廃止された場合には、以下の場合を除き、国の再生利用交付金の返還措置を講ずるものとする。
(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第26条第1項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)に係る事業の用に供する場合
(2) 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が交付金を返還させないことを相当と認める場合
(3) 上記のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して(北海道にあっては農村振興局長が)特にやむを得ないと認める場合
- 6 本対策の取組の主体及び実施主体は、地域の実情にかんがみ、過剰と見られるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。